



中学校編

新潟水俣病が 教えてくれたもの

～人間の活動と環境のかかわり～

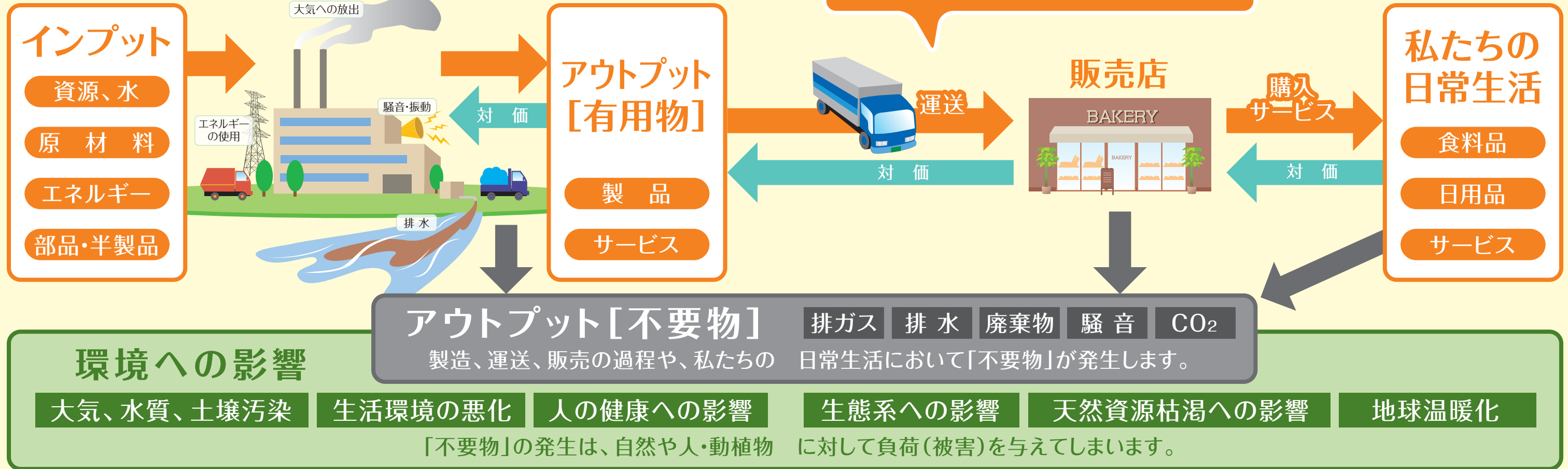


新潟県



経済活動と私たちの生活 環境とのかかわりを考えよう

これまで環境に与えてきた影響には、
どのようなものがあるのでしょうか？



広がる持続可能な社会 環境への負担が少ない生活

私たちが
考えなければ
ならないことは、
どのようなこと
でしょうか？



経済発展の光と影

社会や人々は、何を求めていたのでしょうか？



高度経済成長

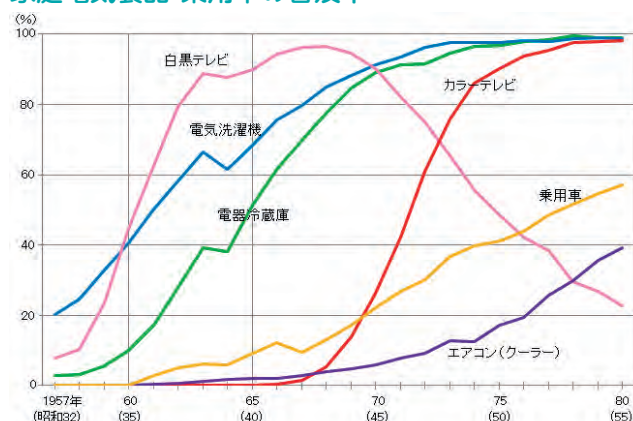
日本では、1950年代後半～60年代にかけて、重化学工業化が推進され、経済の高度成長を遂げました。社会や人々は豊かさを求めていました。

1950年代前半に戦後復興を完了し、1950年代後半には海外から導入した技術をもとに積極的な技術革新が行われ、新しい産業を興すための生産設備が続々と新設されました。

1960年代に入り国民所得水準の上昇などにより大衆消費社会が出現すると、家庭電気製品等の需要が急速に増大しました。

(文部科学省「科学技術白書」より引用、一部改編)

家庭電気製品・乗用車の普及率



(内閣府消費動向調査「主要耐久消費財等の普及率」データをグラフ化)

公害の発生

高度成長の過程で、工場から処理をされずに排出された有害物質により水や大気などが汚染され、健康や命への深刻な被害を及ぼす産業公害が各地で発生しました。

このころの公害の典型は、企業が加害者となり、住民に被害を与えたもので、経済発展に伴って生じたひずみとも言われています。

四大公害病の発生地域



四大公害病

四大公害病	発生時期	被害地域	主な原因	原因企業・裁判
イタイイタイ病	1922年ごろ	富山県神通川流域	カドミウムによる水質汚濁	三井金属鉱業神岡鉱業所 1968年提訴
水俣病	1953年ごろ	熊本県・鹿児島県の八代海	メチル水銀による水質汚濁・食物連鎖濃縮	チッソ水俣工場 1969年提訴
四日市ぜんそく	1960年ごろ	三重県四日市市	硫酸酸化物などによる大気汚染	昭和四日市石油など6社 1967年提訴
新潟水俣病	1964年ごろ	新潟県阿賀野川流域	メチル水銀による水質汚濁・食物連鎖濃縮	昭和電工鹿瀬工場 1967年提訴

ふつうの暮らしの中で起こってしまった悲劇

新潟の阿賀野川流域に住む人たちは、阿賀野川を母なる川と呼び、川の恵みである川魚を食べ、飲料水や生活用水に使い、また、農業用水や重要な交易路として利用してきました。

ところが、阿賀野川とともに、ただ普通に生活していた人たちが、ある日突然、公害「新潟水俣病」の被害にあってしまったのです。

新潟水俣病の発生と身体的被害

なぜ、新潟で水俣病が発生したのでしょうか？



新潟水俣病の始まり

水俣病が熊本で1956年に公式発見されてから9年後、新潟県においても阿賀野川流域で水俣病の発生が確認されました。

1965年1月、新潟市の入院患者を新潟大学医学部附属病院で診察したところ、有機水銀中毒の疑いが

持たれました。同年5月、新潟大学の研究者から新潟県に「原因不明の有機水銀中毒患者が阿賀野川下流域に散発している」と報告がありました。そのとき患者は7人で、既に2人が死亡していました。これが、第2の水俣病となる「新潟水俣病」の始まりでした。

新潟水俣病の原因

原因を調査したところ、阿賀町(旧鹿瀬町)にあった化学工場の昭和電工(株)鹿瀬工場が、メチル水銀を含んだ排水を阿賀野川に流していたことがわかりました。



(写真提供 坂東克彦氏)

昭和電工(株)鹿瀬工場では…

衣料や生活環境に欠かせないものになったビニルやプラスチックの元になるアセトアルデヒドを生産していました。(1936年～1965年)

アセチレンからアセトアルデヒド生成の際、水銀化合物を使用し、メチル水銀が副生されました。

なぜ、阿賀町(旧鹿瀬町)に化学工場ができたの…

水が豊富な阿賀野川の鹿瀬発電所の電力を利用でき、近くに原料となる石灰石があり、また、安い労働力を活用できたことなどから化学工場が建てられました。

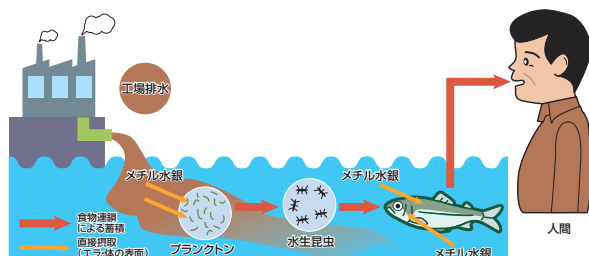
※ 現在、昭和電工(株)鹿瀬工場(現 新潟昭和株)では、主にケイプラパイプを製造しており、排水のpH調整処理など、環境保全に取り組んでいます。
※ 石灰石からカーバイドを生成し、これがアセチレンや石灰窒素の原料となります。

メチル水銀の人体への蓄積

水俣病は、工場排水に含まれるメチル水銀が原因となって起こった公害病です。

阿賀野川のプランクトンに取り込まれたメチル水銀は、川魚に数十万倍もの高濃度に濃縮蓄積され、この魚をたくさん食べた人たちが水俣病になってしまったのです。

食物連鎖によるメチル水銀の蓄積



※ 排出された無機水銀が、ある種の微生物によりメチル化され、プランクトン等に取り込まれる場合もあります。

新潟水俣病の被害

水俣病のことを隠して亡くなった人や、知らずに亡くなった人もいと言われ、新潟水俣病の正確な被害者の数ははっきりわかりません。

体内に入ったメチル水銀は、脳の神経細胞を破壊し、手足の感覚の低下やしびれ、うまく歩けない、筒を通して見るように目の見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくい、頭痛、めまいなど様々な身体的な症状が現れ、今でも日常生活で苦しんでいる方がいます。

新潟水俣病被害者の発生状況 (2019年1月末現在)



公健法による認定患者数715人、水俣病総合対策医療事業対象者 2,980人

新潟水俣病の社会的被害

水俣病には、どのような問題があるのでしょうか？



差別・偏見の恐ろしさ

水俣病が発生した当初は、原因が不明であったことから「タタリ」、「伝染病」と誤解され、地域から孤立することもありました。原因がメチル水銀中毒によるものであると判明してからも、仕事を辞めさせられたり、子どもの就職や結婚で差別を受けたりすることがありました。

どんな差別・偏見があったの…

- ◆認定申請して認められなかった被害者に対して
「金目当て、金欲しさのニセ患者」「欲たかり」
- ◆救済を求めた裁判を巡っても、補償金を受け取ることから
「水俣病なら寝ている」「補償金で水俣御殿を建てた」
「金が欲しくて水俣病になった」

こうした差別や中傷を恐れ、病気を隠し続けて亡くなった人もいます。水俣病は被害者の命や健康を奪っただけでなく、被害者やその家族は、周囲から心ない差別・偏見に精神的にも苦しめられ、地域の絆さえも壊してしまったのです。

水俣病認定のしくみ

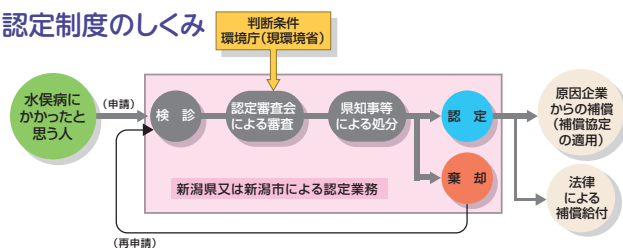
「公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)」に基づき、水俣病の認定申請がされると、指定大学病院での検診(医学的検査)や認定審査会の審査を経て、国の判断基準により水俣病であるかどうか決定されます。

水俣病と認定された人は、*公健法による補償か、原因企業との補償協定に基づく補償を受けることができます。

(環境省「申請・届出等手続案内」ホームページ及び環境庁(現環境省)環境保健部

「水俣病その歴史と対策」より引用、一部改編) ※1974年に「公害健康被害補償法」(1987年に「公害健康被害の補償等に関する法律」に題名変更)が施行

認定制度のしくみ



新潟水俣病の裁判

新潟水俣病が1965年に公式確認された後、国の原因究明の結論がなかなか出なかったことや、原因企業が「国の結論が出ても従わない」と公言したことなどから、被害者は「裁判によって真実を明らかにしなければ救済と公害根絶の道はない」として訴訟に踏み切る決意をしました。この裁判は、日本初の公害裁判で

これをきっかけに他の四大公害病の裁判も次々に提起されました。

その後も、被害者は、水俣病の認定や補償、第二の水俣病を発生させた国の責任などを巡って裁判で争い、それは今も続いています。

裁判	時期	裁判の概要	被告
第一次訴訟	1967年6月 ～1971年9月	昭和電工のメチル水銀を含んだ工場排水が原因であるとして、昭和電工に補償を求めた裁判 →1971年9月、原告勝利、昭和電工の責任が認められた	昭和電工
第二次訴訟	1982年6月 ～1996年2月	熊本県で起こった水俣病を再び新潟で発生させたことの国の責任と、被害者を水俣病と認めて補償を行うことを昭和電工に求めた裁判 →1992年3月、新潟地裁で91人中88人を水俣病と認める判決(第1陣、原告及び昭和電工が控訴) →1995年12月、熊本水俣病訴訟とともに、政治解決し、翌年2月に和解	昭和電工、 国
第三次訴訟	2007年4月 ～2019年3月	工場排水の規制を行わなかった国の責任、漁業調整規則に基づく有害物遺棄等の禁止を行わなかったとする県の責任及び有害な工場排水による不法行為に対する昭和電工の責任を求めた裁判 →2015年3月、新潟地裁で昭和電工の責任を追及する原告10人中7人を水俣病と認める判決 (国、県の責任は否定、原告及び昭和電工が控訴) →2017年11月、原告10人中8人が並行して係争していた新潟水俣病抗告訴訟において東京高裁で勝訴 (勝訴した8人は新潟市から認定を受けて訴えを取り下げ) →2018年3月、東京高裁で原告2人の請求を棄却する判決。同年4月、2人が最高裁へ上告 →2019年3月、最高裁が上告を棄却。被告(昭和電工、国、県)の勝訴が確定	昭和電工、 国、新潟県
ノーモア・ミナマタ新潟 全被害者救済訴訟 (第四次訴訟)	2009年9月 ～2011年3月	工場排水の規制を行わず被害拡大の防止を怠ったこと及び認定基準を厳格化し患者救済を切り捨てた国の責任と、被害者に身体的苦痛等を与えた昭和電工に賠償を求める裁判 →2011年3月、和解成立	昭和電工、 国
新潟水俣病抗告訴訟 (第一次訴訟)	2013年12月 ～2017年11月	新潟市長が行った公健法に基づく水俣病認定申請棄却処分を不服とし、処分の取消し及び認定の義務付けを求める裁判 →2017年11月、東京高裁で9人全員の請求を認容する判決。同年12月、新潟市が判決を受け入れたため、判決確定	新潟市
ノーモア・ミナマタ新潟 第二次全被害者救済訴訟 (第五次訴訟)	2013年12月～	水俣病被害者救済特別措置法による給付申請の期限に間に合わなかった人や、給付申請をしたが非該当になった人などが国と昭和電工に損害賠償を求めた裁判 →現在、新潟地裁で係争中	昭和電工、 国
新潟水俣病抗告訴訟 (第二次訴訟)	2019年2月～	新潟県知事、新潟市長が行った公健法に基づく水俣病認定申請棄却処分を不服とし、処分の取消し及び認定の義務付けを求める裁判 →現在、新潟地裁で係争中	新潟県、 新潟市

新潟水俣病の教訓を伝えるために

どのような取組が行われているのでしょうか？



語り部による伝承



子や孫に二度と同じ苦しみや悲しみを繰り返してはならないという思いから、被害者が自身のつらい体験や願いを後世に語り継ぐ「語り部」活動を行っています。

新潟水俣病環境賞作文コンクール



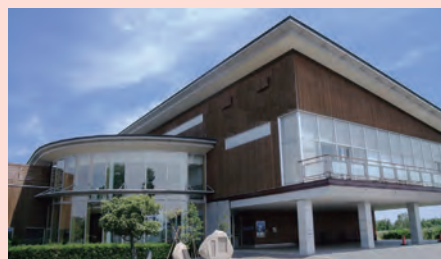
次世代を担う子どもたちが環境問題に関心を持ち、理解して行動することが大切です。「身の回りの環境」や「新潟水俣病」をテーマに、小・中学生を対象とした作文コンクールが行われています。

現地学習会



新潟水俣病の被害者が出た阿賀野川流域地域や昭和電工があった阿賀町(旧鹿瀬町)などの現地を訪ねて学びます。

新潟県立環境と人間のふれあい館



新潟水俣病の経験と教訓を後生に伝える教育、普及啓発等のための資料館です。新潟水俣病に関する常設展示があり、「語り部」活動やパネル展、講演会などを開催しています。

環境と人間のふれあい館と各被害者団体や関係団体に関わりながら取り組んでいます。

新潟水俣病地域福祉推進条例について

新潟水俣病に対する偏見は、いまだ根強く残っており、症状からくる苦しみに加え、精神的苦痛を抱えている方がいます。

そうした偏見や中傷を解消し、地域の再生融和を図ることで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、新潟県は「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、患者さんの福祉の増進等を図り、新潟水俣病への理解を深め、経験や教訓を伝える教育・啓発の推進など、様々な施策を進めています。(2009年施行)

「新潟水俣病地域福祉推進条例」の概要

保健福祉施策	患者さんへの療養や健康管理等に係る負担軽減のための福祉手当や、関係市町と連携して相談窓口や保健師訪問などの支援を行っています。
教育・啓発の推進	環境と人間のふれあい館を情報発信拠点として、研修会・講演会を行うなど、水俣病学習の促進を図っています。
地域社会の再生・融和の促進	阿賀野川流域で、環境資源等を活用したイベントや情報発信を通じ、市民と患者さんとが協働した地域の再生への取組を促進しています。

持続可能な社会を目指して

私たちにできることは何でしょうか？



持続可能な社会とは

現在、地球温暖化は深刻な問題となっています。私たちの暮らし、それを支える経済活動などが原因で引き起こされた地球温暖化は、世界の国や人々が真剣に取り組まなければならない大きな問題となっています。

経済発展と同時に公害や環境破壊がもたらされ、

環境問題への意識が高まるなか、国は「環境基本法」を制定し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負担の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる「持続可能な社会」の構築を目指しています。（1993年施行）

環境保全の基本理念（環境基本法）

- ◆人間は自然の恵みを受け、将来に継承
- ◆環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ◆国際的な協調による積極的な地球環境保全の推進

「持続的発展が可能な社会」をつくるためには

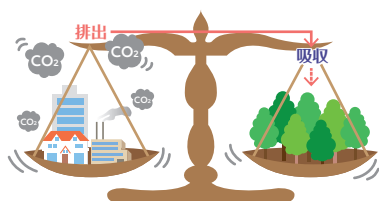
国・県や企業だけでなく、私たち国民が協力して進めていくことが大切です。次の3つを組み合わせる「持続可能な社会」は、これから目指す新しい形のエコ社会です。

- 低炭素社会** エネルギーを節約するなどして、温室効果ガス(CO₂)をなるべく出さない
- 循環型社会** ゴミを削減し、限りある資源を繰り返し利用する
- 自然共生社会** 人と地球の生きものが共に暮らし、将来まで自然の恵みを得られるように自然を壊さない



これから目指すエコ社会（持続可能な社会）

温室効果ガスを減らしながら、便利で豊かな暮らしができる社会にしよう！



ごみを減らして、限りある資源をくり返し利用しよう！



経済と環境が両立する社会をめざしていこう！



人と地球に暮らす全ての生きものが共に暮らし、将来までずっと自然の恵みを得られるように、自然はいつまでも大切にしないとね！

生きものを守る

農地や雑木林は、たくさんの生きもののすみかとなっています。

自然の手入れ

里地里山や農地は、人が手入れしないと荒れてしまいます。

持続可能な利用

空気や水、食べ物や木材などの恵みは、豊かな自然が与えてくれます。



（環境基本法より引用、一部改編）